

本書は、ご加入に際し特にご確認いただきたい重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明します。ご加入前に必ずお読みいただき、ご了承のうえお申込みいただきますようお願いいたします。本内容は契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については当社ホームページ（<https://www.ms-plus1.com>）の普通保険約款・特約・よくあるご質問をご確認ください。

契約概要

保険契約の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 ご加入前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- ① この保険は、LINE ヤフー株式会社が保険契約者となり、あんしん返品（返品送料保険）のご加入者を被保険者とし、引受保険会社であるMSプラスワン少額短期保険株式会社（※）と締結した包括契約です。
※ 少額短期保険業者については、4(5) 少額短期保険業者について および(6) 少額短期保険業者破綻時等の取扱い(P.4) をご参照ください。
- ② この保険は、被保険者がYahoo!ショッピング内の出店者（ストア）で購入した物品について、その物品を購入したストア（以下「購入ストア」）の合意のもと返品を行う場合で、被保険者が返品送料を負担したときに保険金をお支払します。
- ③ この保険は、返品送料保険普通保険約款に、保険契約者（LINE ヤフー株式会社）による保険料の払込方法等を規定した包括契約特約（毎月報告・毎月精算）がセットされます。

(2) 補償内容

契約概要

注意喚起情報

- ① 保険金をお支払する場合
被保険者が購入ストアの合意のもと行われた返品について、被保険者が補償期間内に負担した返品送料（※）について、保険金額を限度に実費から免責金額（自己負担額）を引いた金額をお支払します。
※ 返品に伴って購入ストアから請求された商品発送時の送料や梱包に要した費用（ダンボール費用）等は含みません。
- ② 保険金をお支払できない主な場合
保険金をお支払できない主な場合は次のとおりです。
 - ア 日本国外から物品を発送した場合
 - イ 被保険者の故意（保険金支払い対象となる返品を除く）または重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ウ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
 - エ 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

(3) 免責金額

注意喚起情報

1 事故（1 返品）あたり免責金額（自己負担額）200 円が設定されます。

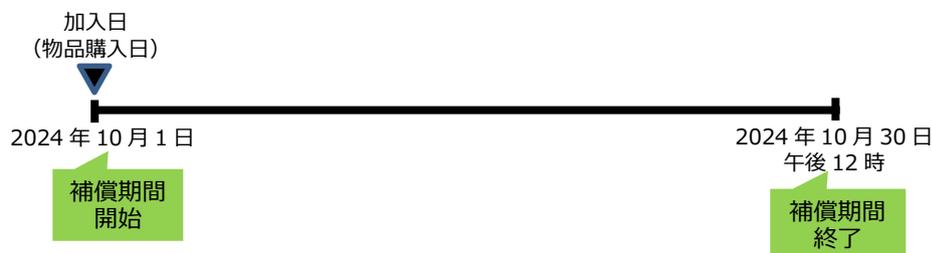
(4) 補償期間および補償期間開始日

① 補償期間

この保険の補償期間は、物品の購入日当日を起算日として 30 日です。

この保険の補償は、保険加入した時点から開始され、補償期間終了日の午後 12 時に終了します。

<例> 2024 年 10 月 1 日に加入した場合



② 保険責任期間の延長

ア 予約商品で物品を購入してから発送まで時間がかかる場合など、購入ストアが定める返品期限の翌日から起算して 7 日後の日が、補償期間終了日を超えるときは、保険責任の終期は返品期限の翌日から起算して 7 日後の日の午後 12 時まで延長されます。

イ ア の保険責任の終期の延長は、補償期間終了日の翌日から起算して 150 日後の日の午後 12 時までを限度とします。(発送日が物品購入日から 180 日以上先の場合はご加入されないようご注意ください)

(5) 引受条件 (保険金額など)

- ① この保険の加入対象となる商品は、洋服・バッグ・シューズなどのファッションアイテムです。
- ② この保険の保険金額は、1 物品あたり 2,000 円です。
- ③ 同一ショッピングカートで複数物品を購入する場合、保険にご加入いただけるのは 5 物品までとなります。
- ④ ③にかかわらず、同じ物品を、同時に複数購入する場合は、保険にご加入いただくことはできません。

(6) 保険料

この保険の保険料は、商品の購入金額に応じて、120 円から 200 円となります。

(7) 保険料の払込方法

保険料は、Yahoo!ウォレットに登録されたクレジットカード、PayPay クレジット、PayPay 残高など、LINE ヤフー株式会社が別に定める方法により一括で保険契約者にお支払いいただき、保険契約者はとりまとめのうえ、引受保険会社に払い込みます。

(8) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2

ご加入時におけるご注意事項

(1) 告知義務と告知事項

注意喚起情報

被保険者には、ご加入時に当社が定める重要な事項（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。

告知事項が事実と異なる場合、または事実を告げなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがあります。

<告知事項>

- ① この保険と一部でも支払責任が同じ他の保険契約や共済契約の有無
- ② 保険の対象となる物品

(2) クーリングオフについて

注意喚起情報

この保険は、インターネット上でお申し込みが完了することからクーリングオフの対象となりません。

3

ご加入後におけるご注意事項

(1) 通知事項

- ① ご加入後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、被保険者は、遅滞なく、引受保険会社へ通知ください。なお、その事実がなくなった場合には通知いただく必要はありません。
- ② ご加入後、住所または通知先を変更した場合は、被保険者は、遅滞なく、「PayPay ほけん・加入履歴（ヤフーサービス専用保険）」から変更手続きをお願いします。

(2) 解約と解約返れい金

契約概要

この保険を解約する場合は、所定の問い合わせフォームにて保険会社までご連絡ください。

なお、解約に伴う解約返れい金はありません。

(3) 失効について

注意喚起情報

次のいずれかに該当する事由が発生した場合には、その事由が発生した時に保険は失効します。

- ① 購入ストアが物品を発送する前に、被保険者が物品の注文をキャンセルした場合
- ② 原因が購入ストアにある返品（購入した物品が不良品の場合や、注文内容と異なる物品が届いた場合など）

保険が失効した場合、保険料の全額を返還します。

※ お客さまからの保険の失効手続きは原則不要ですが、一部失効の手続きが必要な場合もあります。その場合、取扱代理店よりメールにて手続き方法をご連絡します。

(4) 契約内容の変更

注意喚起情報

この保険は、補償期間中に保険金額の変更はできません。

4

その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険証券について

この保険は保険証券等の発行は行いません。

ご加入内容は、「PayPay ほけん・加入履歴（ヤフーサービス専用保険）」からご確認ください。

(2) 保険金の請求

保険金の請求は、購入ストアから送信される返品（キャンセル）手続きが完了した旨のメールを確認後、「PayPay ほけん・加入履歴（ヤフーサービス専用保険）」から行ってください。

保険金の請求に必要な資料・情報は以下のとおりです。

① 返品送料の額等を確認できる客観的資料

物品を返送した際の配送伝票控え、領収証の画像など（※）

※ 客観的資料を紛失された場合は、ご住所・返品物品サイズ等から勘案した額を返品送料の額とみなします。

② 購入ストアへの返品事実があること

保険金請求時に、引受保険会社から購入ストアに返品事実の確認を行います。返品事実がない場合は保険金の請求はできません。

③ ご加入者名義の口座情報

保険金のお支払先は原則ご加入者名義の銀行口座に限ります。ご加入者名義の口座がない場合は所定の問い合わせフォームにて保険会社までお問い合わせください。

④ 保険責任期間が延長される場合、購入ストアから商品が発送された日付が確認できる資料

(3) 補償の重複について

注意喚起情報

この保険と補償内容が同種の保険契約が他にある場合、補償が重複することがあります。その場合、対象となる事故については、どの保険契約等でも補償されますが、いずれかの保険契約等からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の違いや保険金額を十分ご確認ください。

(4) ご加入の引受制限等について

① 判定日（毎月末）からその月を含めた過去6か月間の保険金支払実績が、次のア.およびイ.のいずれにも該当する場合、判定日の翌々月から6か月後の第一営業日までこの保険にご加入いただくことができません。

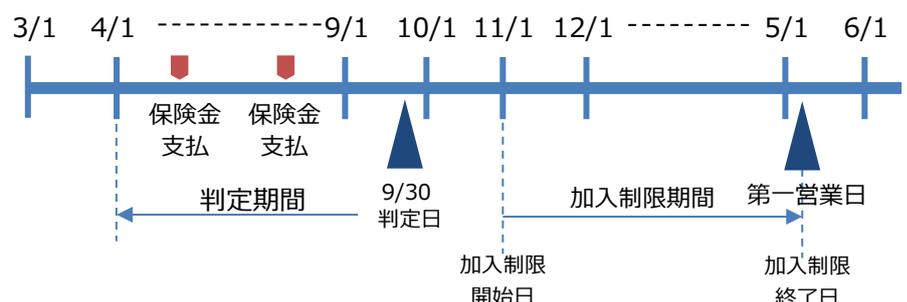
ア 保険金をお支払した契約数が、2契約以上の場合

イ 保険金をお支払した契約数が、加入した契約数の3割以上の場合

【加入を制限させていただく例】

過去6か月間の契約数	お支払いした契約数
2 - 6 契約	2 契約以上
7 - 10 契約	3 契約以上
11 - 13 契約	4 契約以上
14 - 16 契約	5 契約以上

【判定日と加入制限の期間の例：9/30を判定日とした場合】



② ①のほか、引受保険会社の定めるところにより、ご加入いただけないことがあります。

(5) 少額短期保険業者について

注意喚起情報

引受保険会社は保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法に以下のとおり定められています。

- ① 損害保険分野については、保険期間は2年以内、保険金額1,000万円以下です。
- ② 同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円です。ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険については別枠で1,000万円が上限となります。
- ③ 1契約者について引受可能な保険金額の合計額は、10億円までです。

(6) 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

注意喚起情報

- ① 少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。
 - ア 保険料の増額
 - イ 保険金額の減額
- ② 少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約（破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約）にも該当しません。

(7) 支払時情報交換制度

引受保険会社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名については、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

(8) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

本契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社（海外にあるものを含む）が、本契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。

引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	少額短期保険・損害保険・生命保険商品、投資信託等の金融商品、リスクマネジメントサービス
-----------------------------------	---

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、本契約に関する個人情報について、保険制度の健全な運営のため、一般社団法人 日本少額短期保険協会、他の保険会社等の中で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、本契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細は、MSプラスワン少額短期保険株式会社ホームページ (<https://www.ms-plus1.com>) をご覧ください。

（９）取扱代理店について

取扱代理店は、MSプラスワン少額短期保険株式会社との委託契約に基づき、保険会社に代わってお客さまへの保険契約の勧誘、申込手続きの説明、保険会社公式ウェブサイトへの誘導など、お客さまの保険契約締結の媒介業務を行っております。なお、取扱代理店には、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続きなど、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。

ご加入内容の確認や変更の手続きについては、「PayPay ほけん・加入履歴（ヤフーサービス専用保険）」をご利用ください。

MSプラスワン少額短期保険株式会社へのご相談・苦情・お問い合わせ

この保険やお手続きに関するご不明な点は、MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。お問い合わせは、MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページの「お問い合わせ」より受け付けています。

【MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページ】 <https://www.ms-plus1.com>

【よくあるご質問】 MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページの「よくあるご質問」をご確認ください。

引受保険会社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関（指定 ADR 機関）である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続き実施基本契約」を締結しています。ADR とは、裁判所での訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく解決方法です。「少額短期ほけん相談室」は、指定 ADR 機関として、お客さまからの「相談」「苦情」「紛争」に関して中立・公正な立場で、解決のサポートを行います。引受保険会社との間で問題を解決できなかった場合には、「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

【相談の主な流れ】



【苦情解決手続きの主な流れ】



(注) 上記によって解決しない場合は「紛争解決手続」をご案内します。

一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

電話番号 0120-82-1144

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00 受付日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始は休業)

LINE ヤフー株式会社より注意事項のご案内

■ 個人情報のお取り扱いについて

以下について同意のうえ、本契約にご加入ください。

LINE ヤフー株式会社は、本保険の加入・手続きに必要なお客さま情報を、PayPay 保険サービス株式会社およびMSプラスワン少額短期保険株式会社に提供するものとします。

PayPay 保険サービス株式会社は、本保険サービスの提供、本保険サービスおよび LINE ヤフー株式会社の他サービスの品質向上のため、以下の項目を LINE ヤフー株式会社に対し、また、本保険サービス提供および本保険サービスの品質向上のため、以下の項目をMSプラスワン少額短期保険株式会社にそれぞれ提供するものとします。

- ・ ユーザー識別子、姓名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、購入物品情報
- ・ ご加入された保険の補償内容および契約状況
- ・ その他サービス提供に必要な情報等

LINE ヤフー株式会社は、お客さまに関する情報を、「LINE ヤフープライバシーポリシー

(<https://www.lycorp.co.jp/ja/company/privacypolicy/>)」にしたがって取り扱うものとします。

■ 取扱代理店 PayPay 保険サービス株式会社

■ 引受保険会社 MSプラスワン少額短期保険株式会社